社会福祉法人二色福祉会役員

評議員の報酬等に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人二色福祉会定款第８条、第21条にそれぞれ定める評議員、役員の報酬及び交通費（以下、報酬等という。）の支給の基準を定める。

（役員の報酬等の支給）

第２条　役員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

（１）　報酬については、別表１に定める額を支給する。

（２）　職務のため出張したときは、役員等旅費規程に基づき支給する。

２　法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、別表２に定める額を支給する。また、職務のため出張したときは、旅費規程に基づき支給する。

（評議員の報酬等の支給）

第３条　評議員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

（１）　報酬等については、別表３に定める額を支給する。

（２）　職務のため出張したときは、役員等旅費規程に基づき支給する。

（報酬等の支給方法）

第４条　役員及び評議員に対する報酬等の支給は、次の各号による。

（１）会議等活動日に支給する。

（２）理事長は給与規程第９条および第10条を準用する。

（３）報酬は、法令の定めるところの金額を控除する。

（端数の処理）

第５条　この規程により、計算額に１円未満の端数が生じたときは、これを１円に切り上げる。

（公表）

第６条　法人は、この規程を以て、社会福祉法第59条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

別表

別表１（第２条第1項第1号　役員）

理事長（非常勤）

業務内容	報酬の額	年度総額
法人代表業務 （月10日以上）	月額100,000円	1,200,000円

交通費　実費相当額、自家用車利用は片道2km以上の場合20円/km

理事（非常勤）

業務内容	報酬の額	年度総額
理事会・評議員会	日額10,000円	600,000円以内
その他の法人業務	日額　5,000円	

交通費　実費相当額、自家用車利用は片道2km以上の場合20円/km

監事（非常勤）

業務内容	報酬の額	年度総額
監事監査	日額20,000円	400,000円以内
理事会・評議員会	日額10,000円	
その他の法人業務	日額　5,000円	

交通費　実費相当額、自家用車利用は片道2km以上の場合20円/km

別表２（第２条第２項　兼務役員）

業務内容	報酬の額	年度総額
法人業務執行	月額10,000円	240,000円以内

別表３（第３条第1号　評議員）

業務内容	報酬の額	年度総額
評議員会	日額10,000円	300,000円以内
その他の法人業務	日額　5,000円	

交通費　実費相当額、自家用車利用は片道2km以上の場合20円/km

附　則

この規程は、２０１２年　４月　１日から施行する。

２０１４年　５月２７日改正

２０１７年　３月３０日改正

２０１７年　６月１０日改正

２０１８年　６月２０日改正

２０１９年　６月２０日改正

２０２２年　６月２５日改正7月1日施行（報酬額の改定）

２０２３年　６月２４日改正同日施行　（委員報酬の削除）

２０２５年　６月２７日改正7月1日施行（報酬額の改定）